「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」実施状況報告において説明願いたい事項

(注:◎は重点的にご説明いただきたい事項)

建議事項(平成24年7月24日)

実施状況報告(消費者庁・総務省)(平成25年3月)

説明願いたい事項

◎これまでの基金等を通じた支援策では必ずしも十分に対応

(1) 国による地方に対するこれまでの支援策に係る検証・評価

地方消費者行政への支援策をより効果的なものとするためには、PDCA サイクルを実践することが不可欠である。集中育成・強化期間終了後の新|業等の各事業の実施状況等、地方消費者行政の現況を定点観測するため、 たな支援策(Act)を策定するためには、同期間中における支援策の検証・ 評価(Check)が極めて重要となる。「指針」において大まかな検証・評価|表している。また、毎年度、各都道府県から提出される地方消費者行政活 は行われてはいるが、アウトカム(成果)指標や自治体間における指標の│性化基金(以下「基金」という。)の事業計画や実績報告等から、基金の活 格差に関する定量的な分析、自治体へのヒアリング結果等の定性的な分析│用状況を把握している。 も含めたより詳細な検証・評価を早急に行い、国が重点的に支援を行う必 要のある地域やその直面する課題等を明らかにした上で、可能な限りその「催や、センター所長会議(全国7か所(平成24年度))や各都道府県が主 結果を公表すべきである。

(消費者庁)

自治体における消費者行政予算や消費生活相談員の配置、消費者啓発事| 「地方消費者行政の現況調査」(以下「現況調査」という。)を実施し、公

また、地方消費者行政ブロック会議(全国6か所(平成24年度))の開 催する管内市町村会議などへの出席のほか、職員が積極的に各地域に足を 運び(平成 23 年度において消費者庁職員による「現場」との意見交換を 189 回実施)、自治体の消費者行政担当者やセンター長・消費生活相談員と 意見交換を行っている。さらには、地方消費者グループ・フォーラムを全 国8か所(平成24年度)で開催し、地域で消費者問題に取り組む消費者団 体等との意見交換の場を設けている。こうした意見交換の結果、得られた 情報については、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」(以下「指丨〇これまで支援策の検証・評価結果や策定時以降の情勢変化 針」という。) の事例集で、取組内容だけではなく、今後に向けた課題につ いても具体的に記載している。

こうした定量・定性の両面から、地方消費者行政の現状を把握、分析し、 今後の地方消費者行政の充実・強化に向けた支援策の企画・立案を行って いる。特に、平成25年度当初予算の要求に向けて、基金の効果を検証し、 今後に向けては、地方消費者行政の①身近な消費生活相談体制の下支えと ②地域の消費者問題解決力の向上を支援することが課題であるとの結論に 至り、要求を行った。また、同要求に当たっては、アウトプットの指標と しては、基礎的自治体による消費生活相談体制の人口カバー率を 100% (99.0% (平成 24 年 4 月 1 日現在) とすること、アウトカムの指標として は、消費者被害に遭った人のうち、「どこに相談すればよいのかわからなか った」「相談する適切な相手がいなかった」人の割合(消費者庁「消費生活 に関する意識調査 | 23 年度調査結果 : 18.8%) の減少を掲げている。

引き続き、平成26年度以降の財政支援の在り方について検討を行う必要 がある。この検討に当たっては、現況調査や自治体との意見交換等を踏ま えながら進めていきたい。

できなかった事項や、今後の支援策を講じるに当たってよ り改善・強化を図るべき課題についてどのように考えてい るのか、現況調査の分析や自治体との意見交換の結果等を 交えつつ、より詳しく説明願います。

等を踏まえ、指針の内容についてどのような見直しを行う ことが必要と考えているのかを説明願います。

(2) 活性化基金で新設・増設した相談体制維持のための財政支援等

活性化基金を活用して新たに消費生活相談体制を立ち上げた地方自治体 を中心に、活性化基金終了後における体制維持のために必要な予算確保の 見通しが立っていないところが多いと考えられる。活性化基金終了後の新 たな局面へのソフトランディングを図るため、自主財源確保が困難な自治 体が行う基礎的な取組を下支えするための最低限の財政支援については確 実に措置するとともに、自立に向けた道筋がつくまでの当面の間において |問題に関する取組活性化により被害の未然防止・拡大防止を図ることが重 はそれを継続すべきである。

また、厳しい財政状況の下での相談体制の維持や、より効果的な取組を │き検討をしていく。 行うための体制整備を目的として、広域連携や「よろず相談窓口」化など を模索する自治体が増えると考えられる。このため、先進事例の発掘・紹 |則」(平成25年2月27日付け消地協第25号。以下「一般準則」という。) 介などの情報提供をさらに強化するとともに、これらの取組を円滑化する │ ための財政支援や制度的措置を講ずることにより、自治体における自助努 |成 26 年度以降についても視野に入れ、基金等の個別事業ごとの活用期間に 力を積極的に促し、これを後押しすべきである。

(消費者庁)

① 相談体制維持のための財政支援について

平成 25 年度における財政支援については、平成 24 年度補正予算におい |〇①一般準則に基づき自治体の自主財源確保に向けた道筋を て、基金を平成25年度末まで延長可能とし、60.2億円の上積みを行った。 これまで充実・強化されてきた取組が後退しないよう、今後も積極的に取 り組む自治体を下支えし、迅速な被害回復を図るとともに、地域の消費者 要な課題だと認識しており、平成26年度以降の財政支援について、引き続

また、「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準 を、消費者庁長官通知として制定したところである。この一般準則は、平 関するルールを定めるものである。

この一般準則は、消費者庁として、各自治体の消費者行政体制が定着す るまでは、継続的な支援が必要であるとの認識を明示するものである。ま た、この一般準則は、自治体に対して長期的な体制整備のロードマップを 示すものでもある。各自治体において、一般準則に示された期間を踏まえ つつ、円滑かつ計画的に、自主財源に移行する道筋を付けていただくよう 促していくことを目的としている。

② 広域連携等について

平成 21 年 7 月 1 日付け府国生第 703 号内閣府国民生活局長通知別紙「地│○①広域連携や「よろず相談窓口」を実施している自治体、 方消費者行政活性化基金管理運営要領」(以下「運営要領」という。)を、 平成 25 年 2 月 26 日に改正した。この改正により、広域連携による消費生 │のようなことが制約や課題になっているのか、②これらを改 活相談体制の整備を図るため、従来、広域連携による消費生活相談体制整 備について基金が活用できるのは、消費生活センターの新設・拡充のみで あったが、消費生活センターを含む消費生活相談窓口の新設・増設・拡充 に対象を拡大した。あわせて、広域連携の枠組みにより消費生活相談体制 整備をしている事例が周辺にない自治体を支援するため、先行事例調査に 要する謝金及び旅費についても、基金の活用が可能であることを明示した。 また、広域連携やよろず相談窓口の事例については、平成24年7月に取り まとめた「指針」では、事例集で、先進事例として取り上げる(広域連携 は13事例、よろず相談窓口は2事例)など、情報提供を行っている。今後 も引き続き、事例提供などにより、自治体による広域連携等の取組を支援 していく。

どのようにつけていくのか、②一般準則で示された国の財 政措置の活用期間をもってしても、十分な自主財源を確保 できない自治体が残る場合にどのように対応するのか、を 説明願います。

あるいはこれから実施しようとしている自治体では実務上ど 善するために国や都道府県がそれぞれどのような支援を行う | のか、について説明願います。

(3)地方消費者行政に係る国からの財政負担の在り方の検討(消費者庁、関係 省庁)

消費者庁の設置以降、消費生活センター・相談窓口の設立・運営、PIO-NET の追加配備に伴う相談内容・結果等の精査と入力、消費者安全法に基づく消費 者事故等の国への通知、広域的に活動する悪質事業者への法執行等、法定受 託事務的な要素が強い業務に係る地方自治体の負担が増加している。これに 対して、地方交付税措置の拡充による一定の手当てが講じられているが、実際 にはこれに対応した予算・人員の配分が行われていないことから、各自治体の 消費者行政部局において、慢性的な繁忙化や機能低下といった問題が生じてい一た努力が行われているものの、いまだ必要な財政措置がされている状況で る。

このような状況を是正し、地方において持続的に消費者行政を展開する上で の基礎を確立するため、自治体が主に国の政策的要請に基づいて行っている 業務に係る負担の実態を把握した上で、これらの業務の遂行に要する財源をよ り確実に消費者行政担当部局へ配分するために必要な国からの財政負担の在 |政に必要な財源を確保し、自治体の取組を支援するため、消費者行政に係 り方について、地方財政法第 10 条に規定する国庫負担金や同法第 16 条に規 │ る基準財政需要を平成 21 年度に総額 90 億円から約 180 億円に倍増し、23 定する裁量的な補助金等を含めて幅広く検討を行い、必要な措置を講じるべき である。

(消費者庁)

消費生活センター・相談窓口の設立・運営をはじめ、上記(3)に列挙 されている事務については、自治事務である地方消費者行政そのものであ

地方消費者行政については、消費生活の「現場」である自治体の主体的 な判断の下でその具体的な内容を決定し、充実・強化のための人員と予算 を確保し、体制整備や事業を推進していくことが基本である。しかし、現 状では、各自治体において地方消費者行政に必要な自主財源の確保に向け はないことから、「集中育成・強化期間」で整備された地方消費者行政体制 を維持・充実していくため、平成24年度補正予算において60.2億円の基金 の上積みを措置している。

地方交付税措置については、消費生活相談員の人件費を含めた消費者行 年度にはさらに約225億円に増額した(うち、相談員の報酬単価について は平成21年度に年間150万円から約300万円に倍増)。このほか、法執行 に係る地方交付税措置も措置済みである。

これらの措置を踏まえると、地方財政法第 10 条による措置を行うことは 困難と考えられ、想定していないが、引き続き、地方消費者行政を最も効 果的に下支えできるような財政支援の在り方について検討してまいりた い。

◎多くの自治体において左記のような業務は主に国の政策的 要請に基づき行っていると認識されていることや、消費者 庁発足以降、これらに係る自治体の業務負担が大幅に増加 している実態についてどのように認識しているのかについ て説明願います。

◎仮に国からの義務的な経費負担が困難であるとしても、「ど こに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり」 という「ナショナル・ミニマム」を維持するためには、地 方消費者行政を、「特定の施策を行うために特別の必要があ る場合(地方財政法第 16 条)」と位置付けて、特に財政基 盤の弱い小規模自治体を中心に、国から一定の財政支援を 継続することが必要と考えられるが、消費者庁としての考 え方を説明願います。

(4) 消費生活相談員の雇止めの抑止・処遇改善等

消費生活センター・相談窓口の現場を担う消費生活相談員には専門知識 や経験の蓄積等が求められるにも関わらず、そのほとんどが臨時・非常勤 職員として任用されている。相談員の専門性が高まったところで雇止めと「に鑑み、各自治体において、再度任用する回数に関して一律に制限を設け なれば、相談員や地方自治体、地域住民のそれぞれにとって大きな損失と│ることなく、消費生活相談員の専門性に配慮した任用を行うよう、これま なる。雇止めの抑止に向けて、消費生活相談員について一律に任用回数の│で消費者庁長官名で自治体の首長宛に合計3回通知を発出し、見直しを求 制限を設けることは適切ではないことについて、自治体に対する周知を徹 | めている。 底すべきである。また、雇用期間・処遇面での改善を図るための選択肢の 一つとして、消費生活相談員が「任期付短時間勤務職員制度」の対象とな「も恒常的な業務があること、②任期ごとに客観的な実証を行った結果とし り得ることを明確化するとともに、専門性を要する消費生活相談員の雇止│て、同じ者を再度任用することは排除されないこと、については総務省と│ めを抑止し、適切に処遇するためのより柔軟な専門職任用制度の在り方に│も認識を共有していることを、2回目の通知である「消費生活相談員に対 ついて、検討を深めるべきである。また、消費生活相談員の専門職として│するいわゆる「雇止め」の見直しについて(依頼)」(平成 24 年 8 月 28 日 の評価を高めるための資格制度やその法的な位置づけの在り方について │付け消地協第107号)以降、明記している。 も、早期に成案を得るべきである。

なお、消費生活相談業務の民間委託や指定管理者制度の導入については、 自治体の場合は、基金の活性化事業のメニューのうち、「4.消費生活相談 その業務特性や住民に対するサービス水準への影響等を十分に検証した上|体制整備事業」(消費生活相談員等の配置・処遇改善)、「2.消費生活相談 で判断されるべきである。

(消費者庁)

① 消費生活相談員の雇止めについて

消費者庁では、消費生活相談員の専門性やその果たしている重要な役割│◎①これまで自治体への働きかけを行った結果として、どの

また、総務省と協議を行い、①実態として非常勤職員の行う業務の中に

さらに、先日自治体向けに発出した一般準則では、雇止めを行っている 員養成事業」、「3. 消費生活相談員等レベルアップ事業」(消費生活相談員 等の研修への派遣や研修の開催)について、基金等の活用期間を原則であ る7年(小規模市町村については9年)から、2年短縮することとし、自 治体の取組を促している。

今後も雇止めがなくなるまで、雇止めの見直しに関する通知については 発出し続ける等、引き続き取組の徹底に努める。

② 消費生活相談員の法的位置付けの明確化等について

現状では、消費生活相談に従事する者の資格が、どのような要件及び手│○①検討会の中間取りまとめを行った以降の検討状況や今後 続により付与されるかは、法令上規定されていない。このような現況に鑑 み、消費者庁において、平成23年10月より「消費生活相談員資格の法的 位置付けの明確化等に関する検討会」を開催し、消費生活相談員資格を明 確に法律に位置づける必要性、資格付与の要件・手続、及び「消費生活相 談員」職の法的位置付け等これらと併せて措置すべき事項について検討し、 昨年8月に中間取りまとめを行った。

引き続き、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図る観点 から、相談員資格の法律への位置付け等の具体化に向けて必要な事項につ いて、関係者の意見も聴きながら検討していく。

③ 消費生活相談業務の民間委託、指定管理者制度について

消費生活相談業務の民間委託や指定管理者制度の導入については、受託 者が消費生活相談業務に関する実績のある者であれば、質の確保された消

- 程度の自治体が雇止めの見直しを行ったのか、②自治体へ の働きかけを行う上でどのような点が決め手となり、どの ような点が制約となっているのか、③より効果的な要請を 行う上で総務省に対してどのようなことを期待するのか、 について説明願います。
- 〇自治体の首長宛てに文書を発出しても、消費者行政担当部 局に転送されてしまい、首長や人事・財政当局の目に直接 触れることは少ないとの指摘もあるが、より効果的な要請 を行うためにはどのような工夫が必要であると考えている かについて説明願います。

の予定等について説明いただくとともに、②仮に速やかな 実現を阻んでいる要因があるとすれば、それがどのような ものであるのかについて説明願います。

費生活相談対応の実現などのメリットがある一方で、入札により受託者を 決定するため同一の者が継続して受託できない可能性などのデメリットも ある。

民間委託を行うかどうかについては、そのメリットとデメリットを考慮│○①民間委託や指定管理者制度を導入した自治体における相 した上で自治体において判断していただくことになるが、消費者庁として、 相談業務の質が担保されるように十分に配慮いただくことが必要であると 考えている。

なお、消費者庁長官から各自治体の首長宛に発出した「消費生活相談員 の雇止めの見直しについて(依頼) (平成24年8月28日付け消地協第107 号)及び「消費生活相談員に対するいわゆる「雇止め」の見直しについて (依頼)」(平成 25 年 2 月 27 日付け消地協第 26 号) においては、こうした 観点から、自治体が消費生活相談員を直接任用していない場合にも、直接 任用している場合と同様、消費生活相談員がその果たしている役割に見合 う処遇を受けられるよう要請している。

(総務省)

① 消費生活相談員に一律に任用回数の制限を設けることは適切ではない ことについて、自治体に対する周知を徹底すること

業務があること、②任期ごとに客観的な実証を行った結果として、同じ者 を再度任用することは排除されないこと、について消費者庁と認識を共有 している。

消費者庁が「地方消費者行政の充実・強化のための指針」(平成 24 年 7 月)を地方公共団体に送付した際に添付された内閣府特命担当大臣(消費| 者) 名のメッセージについて、総務省の下記会議において臨時・非常勤職 員に関する対応を説明する際に、同メッセージに留意するよう呼びかけて いる。

- ·全国人事委員会事務局長会議(平成24年8月28日)
- ・全国人事担当課長・市町村担当課長会議(平成 24 年 8 月 29 日)
- ·全国都道府県財政課長·市町村担当課長合同会議(平成25年3月4日)
- ② 消費生活相談員が「任期付短時間勤務制度」の対象となり得ることを明 確化すること

任期付短時間勤務制度については、総務省で毎年運用状況に関する調| 査を行っており、その調査結果を地方公務員月報(総務省自治行政局公 務員部公務員課編)において公表しているところである。

任期付短時間勤務制度の活用を促すため、各地方公共団体における任 期付短時間勤務職員の採用事例も公表しており、平成24年10月号の地 方公務員月報で公表した調査結果において、消費生活相談員についても

談・啓発業務の質(特にあっせん力)や相談員の処遇の状 況について、消費者庁としてどのように把握し、どのよう に評価しているのか、②仮に相談・啓発業務の質や相談員 の処遇が著しく悪化するような事例が出てきた場合に、消 費者庁としてどのような対応をとるつもりであるのか、に ついて説明願います。

総務省としては、①実態として非常勤職員の行う業務の中にも恒常的な│◎①左記のような認識について、総務省としても消費者庁と の連名等により文書を発出する予定はないのか、また、② 継続的に自治体への周知を行うために、非常勤職員に係る 法令の解説・コンメンタールや制度運用についてのガイド ライン等にその旨を明記する予定はないのか、について説 明願います。

> ◎①運用状況の調査結果のポイントや採用事例の概要につい て説明いただくとともに、②消費生活相談員が同制度の対 象として採用される事例が少ないことの要因としてどのよ うなことが考えられるのか、③採用事例を増やすために左 記の事実について自治体に対してより積極的に周知を図る 予定がないのか、について説明願います。

	任期付短時間勤務職員の採用事例として紹介している。 また、平成24年5月号の地方公務員月報の「任期付短時間勤務職員 の活用について」という記事の中で、任期付短時間勤務制度を充てるポイントとなる要素や留意点を明らかにしている。 ③ より柔軟な専門職任用制度の在り方について検討を深めること 総務省では、これまでも地方公共団体の臨時・非常勤職員の問題について実態調査や検討会での検討を行い、その任用の適正化や処遇改善等に向けて対応を行ってきている。 今般、改めて臨時・非常勤職員の実態を把握するため、全地方公共団体の臨時・非常勤職員の実態調査を行い、現在調査結果を集計しているところ。 今後、実態調査の結果を踏まえ、議論をしていく予定。	〇実態調査についてはどのような事項について調査を行い、 いつまでに公表するのかについて説明願います(なお、現 時点で明らかにできる内容があれば、あわせて説明願いま
--	--	---

実施状況報告(消費者庁・総務省)(平成25年3月)

説明願いたい事項

(5) 地方消費者行政に係る自主財源・人員確保等に向けた働きかけ

地方消費者行政の充実・強化を図るために、地方交付税措置が大幅に拡 1 ① 地方消費者行政に係る自主財源・人員確保に向けた働きかけ 充されたにも関わらず、その位置づけや政策的重要性に関する認識が十分 に浸透していないことから、地方自治体においてそれに対応した自主財源|一ダーシップや自治体全体における地方消費者行政の政策的重要性の認識 や担当職員が配分されていない。自治体における予算編成や人員配置にお|が大きな影響を持つことから、指針においても、「首長のリーダーシップと いては首長によるリーダーシップや議会の後押しが重要であることから、 国から自治体の首長等に対して、地方消費者行政の位置づけや政策的重要|つとして掲げ、自治体に対して働きかけを行っている。また、消費者庁長 性について改めて理解を求めるとともに、自主財源・人員の確保に向けた|官が各自治体に赴く際には、可能な限り自治体の首長に面会し、地方消費 働きかけをさらに強化すべきである。

あわせて、警察・消防・福祉・教育など自治体の関連部局間における横 断的連携体制の強化等を通じて、消費者行政を総合的かつ効果的に推進す│特例として、自治体独自の取組として基金等を活用して整備した体制を維 ることについても引き続き要請を行うべきである。

(消費者庁)

自治体における予算編成や担当職員の配置等においては、首長によるリ 消費者行政に対する自治体全体の認識深化」を自治体に期待することの1 者行政の重要性を訴えかけている(平成24年9月以降13回)。

さらに、一般準則では、事業ごとの基金等の活用期間を定めているが、 持又は更に強化することを毎年度表明した場合には、基金等活用期間を2 年延長することとしている。これにより、自治体に対して首長の地方消費 者行政への認識を深化させることの重要性を一層明確にするとともに、そ の動機付けを行っている。

② 自治体における横断的連携体制の強化

消費者問題は分野横断的であり、幅広い連携体制の整備が不可欠である という認識の下に、指針において、各自治体が首長をトップとして関係部 署で構成する推進本部を設置する等、消費者行政を強力に推進するための 体制の構築を自治体に期待することとして記載している。自治体に対して は、事例を取り上げる等しながら、引き続き要請を行う。

また、運営要領を改正し、消費者行政担当職員に限らず、消費者問題へ の関心を喚起するための研修・講習等(庁内職員向け研修を含む。)の開催 等についても、基金の対象事業となることを明記し、活用を促している。

〇一般準則の特例措置に加えて、自治体の消費者行政担当部 局が予算・定員要求を行うための材料提供を行うため、地 方自治の本旨に留意した上で、人口や相談需要等に応じた 消費者行政の体制整備についての「目安」や消費者行政に 対する基準財政需要と実際の予算措置状況などの情報を積 極的に発信していくことも有効ではないかと考えられる が、消費者庁としての考え方について説明願います。

○①自治体における分野横断的な連携体制を強化する上で、 実務上どのようなことが制約や課題になっているのか、② これらを改善するために国や都道府県がそれぞれどのよう な支援を行うのか、について説明願います。

(6) 消費生活センター・相談窓口機能における自治体間格差の是正

開設間もなく、体制整備が不十分な消費生活センター・相談窓口等にお↓① 消費生活センター等における自治体間格差の是正 いては、相談の受付日数や処理能力等の面で制約があることから、支援・ バックアップ体制をさらに改善・強化すべきである。また、消費生活相談│催する場合や、消費生活相談員等を各種の研修に派遣する場合等に、基金 員資格を有する相談員の配置には自治体間において大きな格差が存在する│の活用を可能とするとともに、消費生活相談対応の質の確保・向上のため ことから、同資格をより取得しやすくするための措置を講じるべきである。│には、消費生活相談員等のレベルアップに積極的に取り組むよう、指針等 震災にまつわる悪質商法の排除、放射性物質に係るリスクコミュニケーシ│いても活用を可能とし、消費者の身近なところで、専門的な消費生活相談 ョン等、消費者相談へのニーズが高まっているにも関わらず、自治体機能|対応を受けられる体制整備を後押ししてきた。また、相談員資格保有者が の制約により十分な対応が行えない場合もあることから、財政・人員面で「少ない地域においても資格保有者を増やすことができるよう、相談員養成 の支援を含め、格別の配慮がなされるべきである。

(消費者庁)

従来から、都道府県や市町村が消費生活相談員等を対象とした研修を開│○①国や国民生活センターからの支援・バックアップを活用 なお、東日本大震災・原発事故の被災地においては、被災者の生活支援、│により働きかけてきた。加えて、基金では消費生活相談員等の人件費につ のための事業(養成講座の開講等)についても基金が活用できるようにな っている。

> さらに、国民生活センターにおいて、実務経験豊富な消費生活相談員が、 主として、小規模な消費生活センターや消費生活センターが設置されてい ない市町村等の相談窓口を定期的に巡回し、そこに勤務する相談員や担当 自治体職員に対して、相談への対応や困難事案の解決等に関して直接助言 等を行う「消費生活相談専門家による巡回訪問事業」を実施してきた。

> 基金については、平成24年度補正予算成立をうけて運営要領を改正した が、質の高い相談体制の構築には消費生活相談員の養成・レベルアップが 不可欠であることに鑑み、これらの事業については、引き続き基金の活用 を可能としている。

> 国民生活センターは、平成25年度から、都道府県が実施する「市町村に 対する巡回訪問」に対して、巡回訪問の質の向上を図るとともに、都道府 県の円滑な運営への支援を行う「地域消費生活相談支援事業」を開始する 予定である。

② 被災地における消費者相談へのニーズの高まりへの対応

被災地の地方消費者行政に対する財政支援としては、東日本大震災を受|〇今後の支援策を検討するに当たり、被災地自治体のニーズ けて各都道府県に造成されている基金について、「運営要領の弾力化」を行 い、①震災対応の緊急事業への活用を可能とするとともに、被災4県(岩 手県、宮城県、福島県、茨城県)については、②いわゆる「2分の1基準」 の緩和、③取り崩し期限の延長(最大平成25年度末まで)といった柔軟な 運用を可能とした。

さらに、震災・原発事故を受けた緊急対応(食品等の放射性物質検査、 食の安全性等に関する消費生活相談・啓発等)により、被災4県では基金 に不足が見込まれるため、平成24年度予算において約3.64億円の上積み を行っている。平成25年度当初予算案においても約7.29億円を措置し、 引き続き被災地のニーズに対応できるよう、対応を行っているところであ

して体制整備や相談員のレベルアップが進んだ自治体と十 分に進んでいない自治体との間では、取組にどのような違 いがあるのか、②成功事例を全国的に波及・展開させてい くために消費者庁としてどのようなことに重点を置いて支 援を行うのか、について説明願います。

や要望等をどのように取り込んでいくのか、について説明 願います。

る。 また、人的支援としては、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行うため、平成 23 年 5 月 より国民生活センターと共同で、地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地自治体における相談窓口に各分野の専門家を派遣する「東日本大震災による被災地への専門家派遣事業」を実施している。 これまでに、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の自治体相談窓口(20 自治体 73 か所、うち5 自治体 5 か所は法テラスとの連携)へ、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、建築士、土地家屋調査士、社会保険労務士、社会福祉士、ファイナンシャル・プランナーを延べ 5,117 人日派遣した(平成 24 年 12 月 31 日までの延べ人日)。

(7) 都道府県における法執行力の強化

悪質商法等への対策を講じるにあたっては、国とあわせて都道府県にお ける法執行を強化することが重要であるが、その実績には各都道府県間で│ウハウを有する人材の育成のため、都道府県の法執行担当者を対象とした 大きなばらつきが見られる。都道府県における法執行の強化に向けて、都|執行初任者研修及び法執行専門研修を年に1回ずつ実施している。このほ 道府県の執行権限、執行体制、国や関係自治体との連携、国からの人的・|か、特定商取引法の処分実績の少ない県に対しては、経済産業局等が立入 技術的支援等の各面における充実・強化を図るべきである。また、一つの|検査に立ち会うなどにより、都道府県担当者に法執行ノウハウの伝授を行| 都道府県で処分された悪質業者が他の地域で営業をするといった例が多発│っている。平成 25 年度に、高齢消費者の二次被害防止モデル事業を実施し、 していることから、当該都道府県における処分の効果を全国に及ぼすこと|協力者の自宅に通話録音装置を一定期間設置し、装置により取得した悪質 ができるような制度の在り方について検討を行うべきである。

(消費者庁)

技術面の自治体への支援として、特定商取引法及び景品表示法の執行ノ 商法と疑われる録音データを定期的に回収し、この情報を分析し、手口公 表・行政処分等の法執行につながるか、コスト、効果、課題を検証する。

また、国民生活センターや経済産業局などの関係機関と連携して、政策 や法執行などに関する情報を自治体と共有するため、「消費者行政ブロック 会議」を全国6ブロックで開催している。

さらに、景品表示法については、公正取引委員会地方事務所・都道府県 等とのブロック別連絡会議を開催し、執行機関間における連携強化による 有効な執行体制の拡充を図ったほか、更なる連携強化に向けて、景品表示 法執行 NET システムの構築を行い、景品表示法の違反被疑調査情報や事業 者からの事前相談情報等について、消費者庁、公正取引委員会地方事務所、 都道府県等の間で情報共有を図っている。

このほか、特定商取引法に関しては、消費者庁と都道府県による特定商 取引法執行ネットを活用して、既存の執行事案についての情報を共有する とともに、執行の際に必要となる解釈事例についても情報共有を図るほか、 特定商取引法違反により、一つの都道府県で処分された後、別の都道府県 で営業を行い、同様の違法行為を繰り返す事業者に対しては、国(消費者 庁及び各経済産業局) が責任をもって法に基づき厳正な対応を図っている。

食品表示については、関係機関相互の情報共有を図り、不適正な食品表 示を行う事業者に対する処分等の対応をとるため、都道府県の関係機関と 国の地方機関で構成する「食品表示監視協議会」を 47 都道府県に設置して いる。こうした地方における対応が円滑に実施されるよう、関係省庁の間 で「食品表示連絡会議」を設置して、不適正な食品表示に関する監視強化 を進めている。

消費者安全法では、同法上の報告徴収・立入調査等の権限を、都道府県 知事又は消費生活センターを置く市町村長の同意に基づき委任することが できるとしている。

現在、生命・身体事案のうち重大事故等で、かつ、すき間事案である場 合の調査権限について同意した39の地方公共団体に委任しているところ、

○①法執行を行う必要があるのにも関わらず執行実績が低い 自治体では特にどのような点が制約になっているのか、② これを補完するために国がどのような支援を行うことが効 果的なのかについて、具体的な事例も交えつつ説明願いま

消費者安全法の一部を改正する法律第2条(行政措置関係)の施行(平成	
25 年 4 月 1 日)により、消費者の財産被害に係るすき間事案にも行政措置	
(事業者に対する勧告及び命令) が導入されるのを機に、自治体に委任す	
る権限の範囲を従来の「生命・身体事案のうち重大事故等で、かつ、すき	
間事案」から「生命・身体事案及び財産事案の消費者事故等」に拡大する	
こととし、より多くの自治体に委任権限を活用してもらうべく、自治体の	
要望に応じて説明会を開催するなど、積極的な働きかけを行っている。	
今後、必要な手続を経て、消費者安全法の一部を改正する法律の施行に	
併せて告示を改正し、権限の委任の範囲を拡大する予定。	

実施状況報告(消費者庁・総務省)(平成25年3月)

説明願いたい事項

(8) 消費者行政担当職員・消費生活相談員のレベルアップのための研修 の強化

地方自治体における消費者行政担当職員や消費生活相談員の専門能力・ 意識の向上を図るためには、国民生活センター等が開催する研修への参加 が有効であることから、現場のニーズを踏まえた、多様な研修プログラム を提供することが重要である。その際、研修参加のための出張費用の確保 | とした研修を全国で実施しており、このうち、6割超を地方にて開催して が年々厳しくなってきているとの現場の声を踏まえ、できるだけ地方にお|いる。また、新たな研修方法として、職場や自宅でも講座が視聴できる「オ|〇行政職員向け研修が不足しているとの指摘があるが、その ける開催機会を増やすとともに、多様な研修手法を提供するため、地域の|ンデマンド配信」など、インターネットを活用した遠隔研修を試行してい 消費者団体や大学との連携やe-ラーニング等の活用も検討すべきである。

(消費者庁)

消費生活相談員を含む消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、 研修への派遣や、研修を開催するための経費について、基金を活用するこ とが可能である。

また、国民生活センターでは、消費生活相談員及び行政職員向けを中心 る。それらの結果を踏まえ、研修の開催地や研修方法については、より参 加しやすくなるよう一層の工夫を重ね、引き続き努力していく。

- ○①相談員の実務的研修のモデルとなる事例としてどのよう なものがあるか、また、②研修を行ったことによる成果を どのように把握し、どのように今後の改善につなげている のかを説明願います。
- 充実に向けた取組について説明願います。
- ○自治体間で研修参加の積極度に格差がある現状についてど のように認識し、どのような対策を講じているのかについ て説明願います。

(9)基本マニュアル・相談事例集等の体系的整備・更新と自治体への提供

消費生活相談員や消費者行政担当職員が、消費生活相談や法執行能力を向 上するためには研修に参加することが有効であるが、地方の消費者行政・相談 窓口の業務運営において共通する基本的事項や全国的に多発している消費者 被害への対処方法等については、国レベルで「基本マニュアル」や「相談事例 集」等を体系的に整備・更新し、定期的に各地方自治体に提供することによって │センターに従事する消費生活相談員や消費者行政担当の行政職員が、消費 もある程度代替が可能であると考えられる。特に、立ち上げ間もない自治体にお │生活相談対応を行うにあたり、的確な対応・処理を行うための一助となる いては、このような基礎的資料を提供することによる効果は高いと考えられるこ とから、国や国民生活センターにおいて、その内容や実施方法等について検討 を行うべきである。

(消費者庁)

消費者庁では、国民生活センターと連携して基礎的な消費生活相談対応| マニュアル(以下「マニュアル」という。)を公益社団法人全国消費生活相 |談員協会に委託し、作成した。

マニュアルの構成は以下のとおりであり、消費生活相談窓口や消費生活 ことを期待している。

- ①消費生活相談業務を担うに当たっての心構えや留意点、よくある疑問 に対する回答
- ②消費生活相談対応事例(100事例)
- ③資料集

今後、全国の自治体の消費者行政担当課及び消費生活相談員に提供する ほか、国民生活センターが運営する「消費者行政フォーラム」に掲載する 予定である。

○基本マニュアルや相談事例集等については、今後、新たな 相談事例の蓄積や消費生活相談員・消費者行政担当職員か らのフィードバック等を踏まえて、継続的に更新・拡充し て行くことが有効と考えられるが、今後の取組方針につい て説明願います。

実施状況報告(消費者庁・総務省)(平成25年3月)

説明願いたい事項

(10) 消費者教育・啓発の推進

学習指導要領への消費者教育の導入、消費者教育推進法の国会審議等の 動きを踏まえ、消費者庁や文部科学省等の連携の下、学校・地域等におけ る消費者教育を推進するための地方自治体の取組に対する支援を強化する べきである。

者啓発等、国レベルで一元的に実施した方が効率的かつ効果的な事項につ | 行う場合にも、基金を活用していただくことができ、自治体向けの説明会 いては、国や国民生活センターがより積極的に実施するべきである。

(消費者庁)

① 消費者教育・啓発の推進について

消費者教育の基盤整備として、消費者教育に関する様々な情報を提供す|〇消費者教育推進法に掲げられた消費者市民社会の実現に るため、消費者教育ポータルサイトにおいて、広い範囲での消費者教育の 情報を収集・提供し、内容の一層の充実に努めている。また、自治体にお また、消費生活センター・相談窓口の周知や全国的な問題に対する消費 │いて、消費者教育の推進に関する法律に沿った消費者教育・啓発の取組を│○各地域において消費者教育・啓発を推進するに当たり、各 等においても、積極的にその旨を伝えている。さらに、今後、同法に基づ き「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定する予定であり、基 本方針の策定を踏まえて自治体において努力義務となっている消費者教育 推進計画の策定が進むことを期待している。なお、文部科学省とは、引き 続き、連携して施策を推進していく。

② 消費生活センター等の周知・全国的な問題の消費者啓発

消費生活センター等の周知については、どこに相談すればよいのか分か│○国や国民生活センターが消費者向けの周知や啓発等を行う らない消費者を最寄りの消費生活センター等に案内する「消費者ホットラー イン」を運用し、消費生活センター等で消費生活相談が受けられることに ついても併せて周知を図っている。また、国民生活センターのホームペー ジにおいても、全国の消費生活センター等を紹介している。

全国的な消費者問題については、子どもの思わぬ事故を防ぐための注意 点や豆知識をメール配信サービス「子ども安全メールfrom消費者庁」 により配信している。国民生活センターにおいても、勧誘の手口や製品事 故に関する情報を提供するため、高齢者・障がい者や、見守る立場の方々 向けのメールマガジン「見守り新鮮情報」、子どものいる家庭の保護者、子 どもを見守る立場の方々など向けのメールマガジン「子どもサポート情報」 を発信しているほか、注目すべき消費者問題のテーマをピックアップし、 ホームページに記事としてまとめて掲載することにより周知を図ってい

平成 24 年 5 月 22 日から 6 月 29 日にかけ、深刻な相談が多数寄せられて いるサクラサイト商法に関する消費者への注意喚起として、消費者庁及び 国民生活センターにて「詐欺的"サクラサイト商法"被害撲滅キャンペー ン」を実施し、被害撲滅に向けた啓発活動を行った。

さらに、平成24年10月には、近年増加する高齢者を中心とした消費者 トラブルの未然防止・啓発と相談窓口の周知を目的とした「高齢者の消費 者トラブル」未然防止キャンペーンを警察庁、金融庁、消費者庁連携の下、 政府広報を通じて行った。

引き続き消費生活センター等の周知や全国的な問題に対する消費者啓発 等に努める。

- 向けた基本的な考え方について説明願います。
- 自治体の消費者行政担当部局と教育委員会との間の連携が 不十分であることや、推進法により設置の努力義務が課せ られている消費者教育推進地域協議会の実効性について懸 念する声が聞かれるが、推進法の趣旨に沿ってこれらを有 効に機能させるための具体的な方策について説明願いま す。
- に当たり、自治体側のニーズや要望等をどのような形で反 映しているのか、について説明願います。

実施状況報告(消費者庁・総務省)(平成25年3月)

説明願いたい事項

(11)消費者団体の育成・支援

消費者団体は、消費生活に係る相談案件の掘り起しや丁寧な情報提供等の 消費者啓発活動を通じて消費者行政の基盤を支えている。地方消費者行政の 充実・強化に向けた取組を推進する上でも、地域の消費者団体が果たす役割は 大きいと考えられることから、消費者団体の育成・支援のための取組をさらに強 化すべきである。さらにこの一環として、各地域における適格消費者団体の設立│団体等の活動に対して、自治体が補助を行うための経費についても基金を や機能強化のための支援を行うべきである。

(消費者庁)

地域における消費者問題解決力の向上を図る上で、行政と消費者団体を | 〇①消費者団体の育成・支援や地方消費者行政との協働の面 含む地域の多様な主体との連携が不可欠である。このことから、基金につ いて、平成 24 年度当初予算では、地域の多様な主体と連携した取組を支援 | するために、5億円を措置するとともに、運営要領の改正を行い、消費者 | 活用できるようにした。

また、地域の消費者団体等が交流する場として、全国8つのブロック毎 に「地方消費者グループ・フォーラム」を開催し、地域におけるネットワ 一ク構築と活動の活性化を支援している。また、平成25年度消費者月間シ ンポジウムでは、各ブロックからグループ・フォーラム参加団体を集め、 事例発表等を行うこととしている。これにより、地域の消費者団体の取組 を全国的に共有し、地域の消費者問題解決力の一層の向上を図ることとし ている。

また、適格消費者団体の設立や活動の支援に関しては、従来から基金の│◎適格消費者団体の設立や機能強化を後押しするためには、 活用が可能であることから、消費者庁として取組例を自治体に示すことに より、自治体の積極的取組を促してきた。さらに、平成24年度予算で、消 費者団体訴訟制度や適格消費者団体の活動の周知・普及をすべく、全国5 か所でシンポジウムの開催及び制度に関する質問等に答える窓口の設置を 内容とする委託事業を実施している。

加えて、平成25年度予算案では、シンポジウムの開催と窓口の設置を内 容とする委託事業を継続するほか、新規事業として差止請求による成果を 活用した普及啓発事業を実施することとしている。同じく平成25年度予算 案に計上されている「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログ ラム」(5億円)では、国から提案した政策テーマに対応した取組を、自治 体において実施していただき、その成果を全国的に波及・展開させていく こととしているが、その政策テーマの一つとして、「適格消費者団体設立の 促進」を掲げている。これにより、適格消費者団体の設立支援を行い、適 格消費者団体の空白地域の解消に向けて取り組んでいく。

において、一定の成果を挙げている自治体と不十分な自治 体との間では、取組にどのような違いがあるのか、②成功 事例を全国的に波及・展開させていくために、消費者庁と してどのようなことに重点を置いて支援を行うのか、につ いて説明願います。

より強力かつ実効的な支援(適格消費者団体の役割や活動 等についての一般への周知、団体の設立後に消費者被害の 拡大防止・被害者救済を着実に行うための財政基盤の構築 等)が必要と考えられるが、具体的な取組方針について説 明願います。